

ふがごときこれ也。

〔語意考〕六月をみな月といふは、加美那利月の上下を略けり、十月は陰月にて雷のならねば、かみ無月といひ、六月は専ら雷の鳴故にむかへて此名有雷をかみとのみいへる事、古への常也。

〔秩苑日涉七〕民間歳節下

十月謂之上無月カミナツキ略。中。按、上無、本邦律名、上無、此讀本名鳳音、樂家相傳爲應鐘、應鐘十月律也、故呼

是月爲上無月名呼爲加彌那詩義相通、俗或作神無、以國讀近誤耳。

〔倭訓栞前編六〕かみなづき 十月をいふ、十は數の極なれば、數皆月の義といへど、神嘗月の義な

るべし、我邦の古へも西土にも、神嘗祭は十月なりし事、其證多し、古説に神無月の義とし、出雲の故事をいひ傳へり、新續古今集に、

逢ふことを何にいのらん神無月をりわびしくもわかれぬる哉、大物主神の八十萬神を帥ひて、天にのぼりたまふは此月也と、出雲國造家の説也、或は雷無月の義なりといへり、

〔古今要覽稿時令〕かみなづき 十月 かみなづきは十月の和名なり、皇國にてかみな月の名目の

始めてみえしは、甲寅年冬十月丁巳朔辛酉と日本書紀神武天皇紀よまれたり、夫より以下は十月鐘禮爾相

有、黄葉乃カミナツキとカミナツキいひ、十月鐘禮乃雨丹とも、十月雨之間毛不置ともカミナツキ上みえたり、古今和歌集以下

は、擧るにいとまあらず、扱十月を神無月といふは、雷のなき月ゆへかみな月と義公御隨筆仰られし、

又神無月といふによりて、無陽などいふもあまりに事むづかし、月令に雷聲ををさむる時なれば、雷無月なるべしと類聚名物考いへり、又説に應鐘の玄らべ、日本にては上無調といへり、應鐘は十

月の律なれば、上無月といふ義也と兩朝時令、速水見聞私記、秩苑日涉いへり、十月の律、上無調といふ事は、はやく

拾芥抄にみえたり、されば此月を上無月と書ても、玄かるべしと思ひしに、かみな月と云は、上無

月なるべきか、元は上を書して、後に神の字にかへたるは、上無と書ては、名目あたる所ありてよ